

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### ◇ 小切手で国税を納付できるか

国税は、証券で納付できます。したがって小切手で納付できます。

国税は原則として金銭（日本円を単位とする通貨）で納付しなければなりません。ただし金銭に準ずる有価証券で納付できます。

#### <金銭に準ずる有価証券の範囲>

国税を納付できる証券は、小切手、国債証券の利札、郵便普通為替証書、郵便定額小為替証書及び郵便振替貯金払出証書に限られます。さらに、

- ① 券面金額が納付金額を超えないこと
- ② 呈示期間若しくは有効期間の満了が近いものでないこと
- ③ 支払いが確実と認められること
- ④ 証券の支払場所が受領者の所在地にあること 等制限があります。

#### <小切手の範囲>

持参人払式又は記名式持参人払いのもので次のものは、国税納付用の小切手として使用できます。

- ① 政府、地方公共団体又は日本銀行に預託金を有する公庫等の振り出した小切手で、その振出日より1年を経過していないもので、かつ指図禁止の旨の記載がない小切手
  - ② ①以外的小切手で、手形交換所に加入している金融機関又はその金融機関に手形交換を委託した金融機関にあてた小切手
- ただし、一定の場合を除き、1通の金額又は1口の納付に使用する合計金額が300万円以上の場合は、支払金融機関の支払保証が必要です。

### ◇ 訂正申告

